

令和 7 年

第 4 回

石川町議会定例会提出議案書

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

第4回石川町議会定例会提出議案

報告第 1 号	令和6年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書について ..	1
報告第 2 号	令和6年度石川町宅地造成事業特別会計 繰越明許費繰越計算書について	3
報告第 3 号	令和6年度石川町一般会計事故繰越し繰越計算書について ..	4
議案第37号	専決処分の承認を求めることについて	5
	(福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について)	
議案第38号	石川町道の駅の設置及び管理に関する条例	7
議案第39号	石川町債権管理条例の一部を改正する条例	14
議案第40号	石川町税条例の一部を改正する条例	16
議案第41号	石川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	31
議案第42号	石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例 の一部を改正する条例	41
議案第43号	令和7年度石川町一般会計補正予算(第1号)	42
議案第44号	指定管理者指定について	43

報告第 1 号

令和 6 年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度石川町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

令和 6 年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県 支出金	地方債	その他	
02 総務費	01 総務管理 費	生活支援商品 券発行事業	円 49,201,000	円 39,717,000	円	円 35,386,000	円	円	円 4,331,000
02 総務費	01 総務管理 費	情報発信経費	1,870,000	1,330,000					1,330,000
02 総務費	01 総務管理 費	石川町人口ピ ジョン及び石 川町まち・ひ と・しごと創 生総合戦略改 訂業務	5,000,000	4,037,000					4,037,000
02 総務費	01 総務管理 費	光ファイバー ケーブル管理 経費	6,600,000	6,600,000				6,600,000	
03 民生費	01 社会福祉 費	物価高騰対応 重点支援給付 事業	57,540,000	8,164,000		8,164,000			
03 民生費	02 児童福祉 費	こども計画策 定支援業務	5,000,000	3,245,000					3,245,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県 支出金	地方債	その他	
04 衛生費	01 保健衛生 費	健康いしかわ 21 計画策定業 務	円 5,000,000	円 3,200,000	円	円	円	円	円 3,200,000
04 衛生費	01 保健衛生 費	保健センター 電気設備トラ ンス改修工事	2,300,000	2,300,000					2,300,000
06 農林水産 業費	01 農業費	新規需要米生 産推進事業	13,600,000	13,600,000		3,624,000			9,976,000
06 農林水産 業費	01 農業費	畜産経営継続 支援事業	7,500,000	7,500,000		5,576,000			1,924,000
08 土木費	02 道路橋り ょう費	道路新設改良 事業	47,800,000	47,800,000			45,600,000		2,200,000
09 消防費	01 消防費	Jアラート設 備・機器設置 工事	5,201,000	5,201,000			5,200,000		1,000
09 消防費	01 消防費	防災備品購入	27,000,000	26,000,000		12,500,000			13,500,000
10 教育費	04 社会教育 費	男女共同参画 プラン策定支 援業務委託料	3,575,000	3,575,000					3,575,000
10 教育費	05 保健体育 費	総合体育館脱 炭素化事業	73,700,000	72,350,000			31,900,000		40,450,000

報告第 2 号

令和 6 年度石川町宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度石川町宅地造成事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

令和 6 年度石川町宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財 源
						国県 支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2 事業費	01 団地造成 費	矢ノ目田団 地造成工事	180,000,000	114,670,000	70,000		114,600,000		

報告第 3 号

令和 6 年度石川町一般会計事故繰越し繰越計算書について

令和 6 年度石川町一般会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 0 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

令和 6 年度石川町一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説 明
				支出済額	支 出 未済額			既収入 特 定 財 源	未収入特 定 財 源		一 般 財 源	
									国県支出金	地方債		
06	01	道の駅整備給水管布設工事	円 3,817,000	円 3,817,000	円 3,817,000	円 3,817,000	円 3,817,000	円 3,800,000	円 17,000	特殊な工法を採用しているため施工業者が限られており、施工調整に時間を要したため。		

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された石川町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 16 日

石川町長 首 藤 剛 太 郎

福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、福島県市町村総合事務組合規約（昭和 54 年規約第 1 号）の一部を次のとおり変更する。

福島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

福島県市町村総合事務組合規約（昭和 54 年規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

別表第２第１項右欄中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

別表第２第４項右欄中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約の規定は、令和７年４月１日から適用する。

提案理由

南会津地方環境衛生組合が令和７年３月３１日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させるため、福島県市町村総合事務組合規約を変更する必要があることから、専決処分を行ったため。

議案第 38 号

石川町道の駅の設置及び管理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町道の駅の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 道路利用者の利便性向上及び地域産業の振興、交流人口の増加、地域の防災機能の充実を図るための施設として、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 の規定に基づき、石川町道の駅(以下「道の駅」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 道の駅の位置は、福島県石川郡石川町字大橋 58 番地 1 ほかとする。

(施設)

第 3 条 道の駅は、次に掲げる施設等をもって構成する。

- (1) 駐車場
- (2) トイレ
- (3) 休憩施設
- (4) 情報発信施設
- (5) 物販施設

(6) 飲食施設

(7) 芝生広場

(8) ドッグラン

(9) その他附帯施設

(事業)

第4条 道の駅は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 道路利用者への休憩の場の提供に関する事。

(2) 道路情報及び観光情報、地域情報の発信に関する事。

(3) 町民と来訪者との交流の促進に関する事。

(4) 地域の特産品や飲食物、その他の物品の販売に関する事。

(5) 災害発生時の被災者等への支援に関する事。

(6) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置目的を達成するため、町長が必要と認める事業に関する事。

(管理)

第5条 道の駅の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者という。」）に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定手続き等については、石川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年条例第19号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 第3条第4号から第9号までに掲げる施設等(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務

(3) 道の駅の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(開館時間)

第7条 道の駅の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 道の駅は、無休とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得て休館することができる。

(入場の禁止等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、道の駅への入場を禁止し、又は道の駅からの退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) 道の駅を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が道の駅の管理上支障があると認める者

(利用の許可)

第10条 施設等の全部又は一部を一定期間占有する目的で利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に当たり必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 道の駅の設置目的に反する利用のおそれがあると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可を受けた者(以下「利用許可者」という。)に対し、その許可を取り消し、施設等の利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用許可者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用許可者が、許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(3) 利用許可者が、偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理上支障があると認められたとき。

2 前項の規定により許可を取り消し、施設等の利用の中止を命じた場合において、利用許可

者に損害が生じたとき、町又は指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。

(利用料金)

第12条 利用許可者は、指定管理者が定める期日までに、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める金額を上限とし、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更する場合も同様とする。

(利用料金の収受)

第13条 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、この条例に基づく規則に定める特別な理由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第15条 納付された利用料金は、この条例に基づく規則に定める特別な理由があると認める場合を除き、返還しない。

(原状回復の義務)

第16条 利用許可者は、施設等の利用を終了したとき、又は第11条第1項の規定による許可の取消し若しくは施設等の利用の中止の処分があったときは、直ちに当該施設等を原状に回復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

2 利用許可者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が原状に回復し、これに要した費用は、利用許可者の負担とする。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第17条 町長は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じたときその他やむを得ない事由により町長が道の駅の管理を行うときは、別表第2に定める額の範囲内において使用料を徴収する。

2 前項の場合においては、第7条ただし書、第8条ただし書、第9条から第12条まで、第14条及び第15条並びに第16条第2項の規定を準用する。この場合において、第7条ただし書及び第8条ただし書中「指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得て」とあるのは「町長が必要と認めるときは」と、第9条、第10条及び第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第11条第2項中「町又は指定管理者」とあるのは「町」と、第12条(見出しを含む。)第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ町長の承認を得て」とあるのは「町長が」と、第14条(見出しを含む。)及び第15条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、第16条第2項中「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、道の駅の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第7条関係)

区分		開館時間
駐車場、トイレ、休憩施設、芝生広場、その他付帯施設		終日
情報発信施設、物販施設、飲食施設、ドッグラン		午前9時から午後5時まで

別表第2(第12条、第17条関係)

区分		単位	金額
物販施設、飲食施設、その他付帯施設		1月につき	売上額に100分の30を乗じた額
芝生広場	営利目的	1日につき	売上額に100分の30を乗じた額
	営利目的外	1時間につ	1,000円
ドッグラン		1日につき	無料

備考

- 1 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算するものとする。

提案理由

地方自治法第244条の2の規定により、道の駅の設置及び管理に関する事項を定めるため。

議案第 39 号

石川町債権管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町債権管理条例の一部を改正する条例

石川町債権管理条例（令和 3 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(追加)	<u>(遅延損害金等)</u> <u>第 7 条の 2 町長等は、私債権について、第 6 条の規定による督促をした場合において、債務者が債務の履行期限後に履行する場合で、遅延損害金について約定のないときは、当該私債権の金額に、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に規定する割合を乗じて計算した金額を加えて債務の履行を求めるものとする。</u> <u>2 町長等は、私債権について、約定により遅延損害金の割合を定めるときは、当該遅延損害金の割合を、民法第 404 条に規定する割合とする。</u> <u>3 遅延損害金を請求する場合において、当該遅延損害金の 100 円未満の端数があるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第 2 項に規定する年あたりの割合は、閏年の日を含む機関についても、36.5 日当たりの割合とする。</u> <u>5 町長等は、第 6 条の履行期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由</u>

現行	改正案
(債権の放棄) 第16条 町長等は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合であって、相当の回収努力を尽くしてもなお履行の見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収公債権等及び損害賠償金等を放棄することができる。 (1)～(5) (略) (6) 私債権について、<u>消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき</u> _____。	<u>があると認める場合は、遅延損害金額、訴訟費用等を減額し、又は免除することができる。</u> (債権の放棄) 第16条 町長等は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合であって、相当の回収努力を尽くしてもなお履行の見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収公債権等及び損害賠償金等を放棄することができる。 (1)～(5) (略) (6) 私債権について、<u>消滅時効に係る時効時期が満了したとき（債権者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）</u>。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

町税や公債権以外の私債権について、遅延損害金等を請求する場合の民法第404条の適用方法を追加するなど、所要の改正を行うもの。

議案第 4 0 号

石川町税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町税条例の一部を改正する条例

石川町税条例（昭和 3 0 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
（公示送達） 第 1 8 条 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 石川町公告式 条例（昭和 6 2 年条例第 2 9 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u> _____ _____ _____ _____ ものとする。 （納税証明事項） 第 1 8 条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）</u> 第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項	（公示送達） 第 1 8 条 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、 <u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を石川町公告式</u> 条例（昭和 6 2 年条例第 2 9 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</u> （納税証明事項） 第 1 8 条の 3 <u>施行規則</u> _____ _____ 第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道

現行	改正案
は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。 （所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額 を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （町民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いを受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る	路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。 （所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u> を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （町民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いを受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る

現行	改正案
所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 （所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額</u> _____ _____ _____ _____ _____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 （略）	所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 （所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項</u> _____に規定する扶養控除額若しくは<u>特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 （略）

現行	改正案
10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 （1）・（2） （略） （3） 扶養親族_____の氏名 （4） （略） 2～6 （略） （個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書	10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 （1）・（2） （略） （3） 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 （4） （略） 2～6 （略） （個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書

現行	改正案
を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。） を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族_____の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)	を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

現行	改正案
第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) ～ (4) (略) 2 (略) (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エ_____に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの_____又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (追加)	第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) ～ (4) (略) 2 (略) (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>（ウに掲げるものを除く。）</u>又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.12</u>

現行	改正案
<u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09 リットルを超えるもの又は _____定格出力が0.8キロ ワットを超えるもの 年額 2,40 0円 <u>エ</u> 3輪以上のもの（車室を備えず、か つ、輪距（2以上の輪距を有するもの にあつては、その輪距のうち最大のも の）が0.5メートル以下であるも の、側面が構造上開放されている車室 を備え、かつ、輪距が0.5メートル 以下の3輪のもの及び道路運送車両の 保安基準（昭和26年運輸省令第67 号）第1条第1項第13号の6に規定 する特定小型原動機付自転車を除く。） で、総排気量が0.02リットルを超 えるもの又は定格出力が0.25キロ ワットを超えるもの 年額 3,70 0円 (2)・(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受け ようとする者は、納期限までに、当該軽自 動車等について減免を受けようとする税額 及び次の各号に掲げる事項を記載した申請 書に減免を必要とする事由を証明する書類 を添付し、これを町長に提出しなければなら ない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は 事務所若しくは事業所の所在地、氏名又 は名称及び個人番号（行政手続における	<u>5リットル以下かつ最高出力が4.0 キロワット以下のもの 年額</u> <u>2,000円</u> <u>エ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09 リットルを超えるもの <u>(ウに掲げるも のを除く。)</u> 又は定格出力が0.8キロ ワットを超えるもの 年額 2,40 0円 <u>オ</u> 3輪以上のもの（車室を備えず、か つ、輪距（2以上の輪距を有するもの にあつては、その輪距のうち最大のも の）が0.5メートル以下であるも の、側面が構造上開放されている車室 を備え、かつ、輪距が0.5メートル 以下の3輪のもの及び道路運送車両の 保安基準（昭和26年運輸省令第67 号）第1条第1項第13号の6に規定 する特定小型原動機付自転車を除く。） で、総排気量が0.02リットルを超 えるもの又は定格出力が0.25キロ ワットを超えるもの 年額 3,70 0円 (2)・(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受け ようとする者は、納期限までに、当該軽自 動車等について減免を受けようとする税額 及び次の各号に掲げる事項を記載した申請 書に減免を必要とする事由を証明する書類 を添付し、これを町長に提出しなければなら ない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は 事務所若しくは事業所の所在地、氏名又 は名称及び個人番号（行政手続における

現行	改正案
特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)・(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力_____ _____ _____ (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定によ	特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)・(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 （第82条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力） (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定によ

現行	改正案
り交付された<u>身体障害者又は</u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>を提示</u> _____ _____ _____ _____ _____するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 （１）～（４）（略） （５）<u>運転免許証の番号、交付年月日及び</u> _____ _____有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件 （６）（略） （追加） <u>３</u>（略） <u>４</u>（略） （特別土地保有税の減免） 第１３９条の３（略） ２ 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書をそ	り交付された<u>身体障害者若しくは</u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示</u>するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 （１）～（４）（略） （５）<u>運転免許証又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件</u> （６）（略） <u>３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>４</u>（略） <u>５</u>（略） （特別土地保有税の減免） 第１３９条の３（略） ２ 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書をそ

現行	改正案
の減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略)	の減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略)
(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、ただちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略)	(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、ただちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略)

現行	改正案
附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する町の条例で定める割合は<u>2 分の 1</u>とする。 3 ～ 9 ～ 22 (略) 23 法附則第 15 条第 37 項に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 24 (略) 25 法附則第 15 条第 41 項に規定する町の条例で定める割合は 6 分の 1 とする。 26 法附則第 15 条第 42 項に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 27 ・ 28 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 (略) 2 ～ 13 (略) (追加) <u>14</u> (略) <u>15</u> (略) (追加)	附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する町の条例で定める割合は<u>5 分の 4</u>とする。 3 ～ 9 ～ 22 (略) 23 法附則第 15 条第 36 項に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 24 (略) 25 法附則第 15 条第 40 項に規定する町の条例で定める割合は 6 分の 1 とする。 26 法附則第 15 条第 41 項に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 27 ・ 28 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 (略) 2 ～ 13 (略) <u>14</u> 空欄 <u>15</u> (略) <u>16</u> (略) <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> 第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第 9 2 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定

現行	改正案
	<u>にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> <u>（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</u> <u>（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごと</u>

現行	改正案
	<u>の１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>（１） 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>（２） 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第３４条の２、第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定 令和８年１月１日
- (2) 附則第１６条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第６条の規定 令和８年４月１日
- (3) 第１８条及び第１８条の３の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部

を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条 改正後の町税条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、前条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第３条 新条例第３４条の２及び第３６条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和７年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- ２ 令和８年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第３６条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- ３ 新条例第３６条の３の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前町税条例（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- ４ 新条例第３６条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第５条 新条例第８２条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の

種別割については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 石川町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法及び関係法令の改正等に伴い所要の改正を行うため。

議案第 4 1 号

石川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 2 日 提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

石川町国民健康保険税条例（昭和 3 2 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
（課税額） 第 2 条 （略） 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>6 5 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4 万円</u> とする。 4 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日	（課税額） 第 2 条 （略） 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>6 6 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 6 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 6 万円</u> とする。 4 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日

現行	改正案
の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から、同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.93</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,940円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がい	の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から、同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.98</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,300円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がい

現行	改正案
ない場合に限る。)をいう。以下同じ。) 以外の世帯 <u>15,730円</u> (2) 特定世帯 <u>7,865円</u> (3) 特定継続世帯 <u>11,797円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額に<u>100分の2.51</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,680円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,700円</u> (2) 特定世帯 <u>2,850円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,275円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.25</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人につい	ない場合に限る。)をいう。以下同じ。) 以外の世帯 <u>16,000円</u> (2) 特定世帯 <u>8,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>12,000円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額に<u>100分の2.23</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,100円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000円</u> (2) 特定世帯 <u>3,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,500円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.91</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人につい

現行	改正案
て<u>9, 540円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、一世帯について<u>4, 780円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に	て<u>9, 600円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、一世帯について<u>4, 900円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に

現行	改正案
係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>16,758円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,011円</u> （イ） 特定世帯 <u>5,506円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>8,258円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,076円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,990円</u>	係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>17,010円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,200円</u> （イ） 特定世帯 <u>5,600円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>8,400円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,370円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u>

現行	改正案
(イ) 特定世帯 <u>1, 995円</u>	(イ) 特定世帯 <u>2, 100円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>2, 993円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>3, 150円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6, 678円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6, 720円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3, 346円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,430円</u>
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万5千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>30万5千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>11, 970円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>12, 150円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7, 865円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8, 000円</u>
(イ) 特定世帯 <u>3, 933円</u>	(イ) 特定世帯 <u>4, 000円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>5, 899円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>6, 000円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

現行	改正案
<u>4, 340円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2, 850円</u> (イ) 特定世帯 <u>1, 425円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2, 138円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4, 770円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2, 390円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4, 788円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以	<u>4, 550円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3, 000円</u> (イ) 特定世帯 <u>1, 500円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2, 250円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4, 800円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2, 450円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4, 860円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以

現行	改正案
外の世帯 <u>3, 146円</u> (イ) 特定世帯 <u>1, 573円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2, 360円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1, 736円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 140円</u> (イ) 特定世帯 <u>570円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>855円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1, 908円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>956円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基	外の世帯 <u>3, 200円</u> (イ) 特定世帯 <u>1, 600円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2, 400円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1, 820円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 200円</u> (イ) 特定世帯 <u>600円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>900円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1, 920円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>980円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基

現行	改正案
基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 591円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5, 985円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9, 576円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11, 970円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援均等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 302円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 170円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 472円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 340円</u> 3 (略)	基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 645円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 075円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9, 720円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12, 150円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援均等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 365円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 275円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 640円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 550円</u> 3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の石川町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得を改正し、併せて、課税税率等を改正するため。

議案第 4 2 号

石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和 4 9 年 9 月 2 5 日条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(給付の制限) 第 4 条 重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は前条に規定する給付をしない。 (1) ～ (4) (略) (追加) <u>(5)</u> (略)	(給付の制限) 第 4 条 重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は前条に規定する給付をしない。 (1) ～ (4) (略) <u>(5) 石川町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成 1 2 年条例第 1 2 号）に基づき医療費の助成を受けているとき。</u> <u>(6)</u> (略)

附則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

提案理由

重度心身障害者医療費の現物給付をするにあたり、助成範囲が広いひとり親家庭医療費助成を優先するため。

議案第 4 3 号

令和 7 年度石川町一般会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第 4 4 号

指定管理者指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

指定管理者指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
石川町道の駅

2. 指定管理者となる団体の名称
株式会社 T T C 代表取締役 河越 康行

3. 指定の期間
令和 7 年 9 月 2 5 日から令和 2 3 年 3 月 3 1 日まで